

下水排除基準

①ダイオキシン類以外

平成27年10月21日現在

対象物質又は項目	対象者	水質汚濁防止法上の特定施設の設置者		水質汚濁防止法上の特定施設を設置していない者		
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
処 理 困 難 物 質	有 害 物 質	カドミウム	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
		シアン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
		有機燐	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
		鉛	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		六価クロム	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
		砒素	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		総水銀	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
		アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
		トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
		四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
		1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
		1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
		1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
		チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
		シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
		チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
		ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		セレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		ほう素	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
			230mg/L以下	230mg/L以下	230mg/L以下	230mg/L以下
		ふつ素	8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下
			15mg/L以下	15mg/L以下	15mg/L以下	15mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下		
環 境	総クロム	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	
	銅	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	
	亜鉛	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	
	フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下	—	—	
	鉄（溶解性）	10mg/L以下	10mg/L以下	—	—	
	マンガン（溶解性）	10mg/L以下	10mg/L以下	—	—	
処 理 可 能 項 目	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L未満 (300mg/L未満)	—	600mg/L未満 (300mg/L未満)	—	
	浮遊物質質量（SS）	600mg/L未満 (300mg/L未満)	—	600mg/L未満 (300mg/L未満)	—	
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/L以下	—	5mg/L以下	—
		動植物油	30mg/L以下	—	30mg/L以下	—
	窒素	120mg/L未満	—	120mg/L未満	—	
	燐	16mg/L未満	—	16mg/L未満	—	
	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
	温度	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)	
	沃素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満	

(備考)

- ほう素、ふつ素の基準のうち上段は「河川その他の公共用水域を放流先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値です（事業場の所在地により異なります。）。
- 内のうち50m<sup>3</sup>/日未満の特定施設の設置者に係る総クロム基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8号に規定するもの。
- BOD、SS、pH、温度に係る（ ）内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。

②ダイオキシン類

平成12年1月15日施行

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	10pg-TEQ/L以下

(備考) pgとはピコグラム、TEQとは毒性等価量の略です。